

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート

<今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章～12章>

第4章 市民と議会の関係

<H24.7.4 現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕	会派名または無所属議員名：
4-1 委員会等 の公開等	<u>A案</u> 議会は、開かれた議会に資するため、委員会等を原則として公開する。 2 議会は、傍聴者に対して議案の審議又は審査に用いる資料等の提供に努めるものとする。	
4-2 広報広聴 機能	<u>A案</u> 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。	<u>B案</u> 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広報広聴機能の充実に努めるものとする。 2 広報広聴機能を効果的に発揮するため、議会に広報広聴員会を置く。
4-3 市民参画 及び市民 との連携	<u>A案</u> 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、広聴会等の制度の活用、専門的知見の活用に努めるものとする。	
4-4 情報公開	<u>A案</u> 議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果すため、市民への議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。 2 議会は、本会議、委員会等を原則として公開する。	
4-5 請願と陳 情	<u>A案</u> 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の求めに応じて、又は議会自ら、提案者の説明や意見陳述を行う場を設けることができる。	
4-6 説明責任 等	<u>A案</u> 議会は、議案等を議決し、地方公共団体としての意思又は政策を決定したときは、市民に対して説明する責務を有する。	